

農地法第3条の規定による許可申請書

下記農地等の「」を「」したいので農地法第3条第1項の規定により、許可を申請します。

平成 年 月 日

申請者

埼玉県知事

譲受人 氏名

㊞

桶川市農業委員会会長

譲渡人 氏名

㊞

1 申請者の氏名(名称)、住所、職業、及び年齢	申請者	氏名(名称)	年令	職業	住所			備考			
	譲受人										
	譲渡人										
2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名	所在	地番	地目		面積	10a当たり普通収穫高	利用状況	所有者氏名(名称)	利用者		備考
			登記簿	現況							
					m ²						
					m ²						
					m ²						
計		m ²	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²			
3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利を設定し、又は移転しようとする時	権利を設定し、又は移転しようとする対価			権利を設定し、又は移転しようとする賃借料等給付の種類及び額			権利を設定し、又は移転しようとする契約期間			
	年 月 日	円			円			自	年	月	日
権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況											
所有地		農地面積(m ²)			採草放牧地面積(m ²)						
		田	畑	樹園地							
	自作地										
	貸付地										
非耕作地		所在・地番			地目		農地面積(m ²)	現況・理由			
				登記簿	現況						
	非耕作地										
所有地以外の土地		農地面積(m ²)			採草放牧地面積(m ²)						
		田	畑	樹園地							
	借入地										
	貸付地										
非耕作地		所在・地番			地目		農地面積(m ²)	現況・理由			
				登記簿	現況						
	非耕作地										

作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付（予定）作物				
権利取得後の作付面積（㎡）				

権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）	世帯員（構成員）	氏名	年令	性別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	農作業経験等の状況										
権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況	農機具	種類	常用トラクター	モーター	脱こく機	調整機	耕耘機	初摺機	精米機	農業用自動車		種類	馬	役牛	乳牛	豚	羊	山羊
		台数											頭数					
その他参考となるべき事項	通作距離 km 又は 時間																	

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)
 2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>
 3 信託の引受け該当有無 (以下の該当するものに○を付してください。)

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事
 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に常時従事している方について記入します

- (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
- (2) 年齢
- (3) 主たる職業
- (4) 権利取得者との関係
- (5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態であることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
 (1-1の①+③+権利を取得しようとする農地の面積) = (㎡)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
 (1-1の②+④+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体して利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

6 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草牧草地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草、又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するために貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農業の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

<農地法第3条第3項第1号関係>

8 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに○を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

- { 確約します。 }
{ 確約できません。 }

（留意事項）

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、甲が現状に回復するために要する費用を乙が負担する。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃貸料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

